

住民投票（修正案）

【条例素案（修正案）】

第〇節 市民参画

（住民投票）

第〇条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、

~~事案ごとに条例で定めるところにより、~~住民投票を実施することができる。

2 ~~前項の条例は、~~住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を、~~事案ごとに条例で定めるものとする。~~

3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。